**総合事業　サービス利用までの流れ**

総合事業には、要支援１・２の認定を受けた方や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、６５歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

 **相談する（６５歳以上の方）**

**介護高齢課または地域包括支援センターに相談します。**

**要介護認定を受ける**　　　　　　　**基本チェックリストを受ける**

**要介護　　　　　　要支援　　　　　非該当　　　　　　生活機能の低下　　　　自立した生活**

**１～５の方　　　　　１・２の方　　　　　　　　　　　　　　　がみられた方　　　　　　が送れる方**

**（事業対象者）**

**介護サービス　　　　　　介護予防サービス　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　総合事業**

**を利用できます。　　　　を利用できます。**

**介護予防・生活支援サービス事業　　　　　一般介護予防事業**

**を利用できます。　　　　　　　　　　　　　　　　を利用できます。**

**・訪問型サービスＡ　　　　　　　　　　　　　　　・元気塾**

**・通所型サービスＡ　　　　　　　　　　　　　　　・脳若トレーニング**

**・通所型サービスＣ　　　　　　　　　　　　　　　・ふれあいサロン**

**・スマイル教室**

**・生涯元気講演会**

**・おむすびの会**

**・88歳おたっしゃ電話**

**基本チェックリストとは**

基本チェックリストとは、２５項目の質問に「はい」「いいえ」で答えることで、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるものです。質問項目の一定の基準に該当した場合は、「事業対象者」となります。